

平成 30 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 46 号議案及び第 47 号議案(追加)

平成 30 年 3 月 28 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 46 号 議 案	舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	1
第 47 号 議 案	舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	3

## 第 46 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 3 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「法人」の右に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第6条第1号中「定める者」の右に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の右に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第60条の9第4号及び第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

関係省令の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の事業者の指定に係る申請者の要件を改めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問介護員等に係る規定を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 47 号議案

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 3 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成 27 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「介護支援専門員であつて、」を削り、「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項から附則第 5 項までを削り、附則第 6 項を附則第 2 項とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に係る規定を改めたいので提案する。